平成２４年（フ）第１０２６３号
東京都板橋区弥生町65―１　第一西村荘203
債務者　野本　　満
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２６４号
東京都江東区大島６丁目１－２―628
債務者　勝田　秀世
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７７号
東京都世田谷区北沢２―21―10―12、住民票上の住所宮城県黒川郡富谷町東向陽台２丁目18－１
債務者　鈴木　恭子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７８号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目13－８―102
債務者　持丸　利恵
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７９号
東京都足立区西新井本町４丁目２―11
債務者　小林　洋子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２８２号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１　瑞穂アパート４―104
債務者　恒川　隆司
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２８３号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１　瑞穂アパート４―104
債務者　恒川　真紀
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２９０号
東京都八王子市左入町684―２―104
債務者　三浦きよ子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２９４号
東京都大田区矢口２丁目21―15―709
債務者　荻野　幸子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０３号
神奈川県横浜市港北区日吉６丁目６―30
債務者　寺下　信子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０４号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地１―９―513
債務者　和田　宜子
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０７号
東京都世田谷区玉川２丁目10―３　スターハイツＣ201
債務者　鬼原　知美
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０８号
東京都昭島市緑町４丁目25―15―305
債務者　久保　雅人
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０９号
東京都大田区西蒲田４丁目30―17―203
債務者　山口　英雄
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３１５号
千葉県四街道市四街道２丁目17―34　ハイツイチハラＢ102
債務者　別府　順一
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可